

店頭仮想通貨証拠金取引約款

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下 本約款 といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下 当社 といいます。）がおお客様との間で行う店頭仮想通貨証拠金取引（仮想通貨に係る約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいい、以下 本取引 といいます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、GMOコインサービス基本約款 の定めに従うものとします。

第2条（定義）

- 1 カバー取引 とは、当社が保有する本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象の通貨ペア等が同じ取引を、当社が第三者を相手方として行うことをいいます。
- 2 カバー取引先 とは、カバー取引の相手方をいいます。
- 3 建玉 とは、おお客様が価格変動によるリスク（新規注文の約定によって生じる権利義務等）を保有している状態（新規注文が約定した後、決済が終了していない状態）をいいます。
- 4 当社ウェブサイト とは、当社が運営するウェブサイトをいいます。
- 5 取引画面 とは、当社がおお客様と本取引を行うために、おお客様に提供する画面をいいます。
- 6 証拠金 とは、本取引の契約義務の履行を確保するために、おお客様が当社に差し入れる保証金をいいます。
- 8 新規注文 とは、新たに建玉を保有するための注文をいい、決済注文 とは、新規注文に係る建玉を反対売買により決済するための注文をいいます。以下、新規注文と決済注文を併せて 注文 といいます。
- 9 注文の受付 とは、おお客様の注文が当社に到達し、当社がこれに伴う所定の処理を行うことをいい、注文の約定 とは、当社が受け付けたお客様の注文が執行条件を満たし、当社がこれに伴う所定の処理を行うことにより、本取引が成立することをいいます。
- 10 評価損益 とは、仮に建玉を決済した場合に発生するであろう損失（含み損）及び利益（含み益）をいいます。

第3条（自己責任の原則）

お客様は、本取引に関し、本約款、店頭仮想通貨証拠金取引の重要事項説明書 及び当社ウェブサイト上の取引ルールを熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第4条（店頭仮想通貨証拠金取引口座の開設）

- 1 お客様は、当社所定の方法により、本取引を実施するための店頭仮想通貨証拠金取引口座（以下 本口座 といいます。）の開設を申し込むものとします。
- 2 当社は、お客様が当社所定の口座開設基準を満たしている場合に限り、前項の申込みを受け付けるものとします。
- 3 当社は、第1項の申込みを受け付けなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。
- 4 本取引に関する証拠金その他の金銭の授受は、全て本口座において行うものとします。

第5条（取引価格）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、仮想通貨の取引価格の提示を停止する場合があります。
 - (1) 当社のカバー取引先の全てが仮想通貨の取引価格を提示しなくなったとき。
 - (2) 当社のカバー取引先が提示する仮想通貨の取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
- 2 前項の場合には、注文の受付及び執行の全部又は一部が停止される場合があります。当社は、これによってお客様に生じた損害につき一切責任を負いません。

第6条（注文の受付）

- 1 当社は、取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けるものとします。
- 2 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
- 3 当社は、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合や仮想通貨に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、いつでも新規注文の受付を停止することができるものとします。

第7条（注文の指示事項）

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、次の事項を正確に指示するものとします。

- (1) 注文する通貨ペア
- (2) 売買の別
- (3) 注文数量
- (4) 価格（成行、指値又は逆指値）
- (5) その他当社が指定する事項

第8条（注文の取消し及び変更）

お客様は、約定前に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

第9条（注文の執行）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- (1)（新規注文の場合）証拠金が不足しているとき。
- (2) 当該注文が当社の約款、取引ルール等に違反しているとき。
- (3) その他当社が不適切であると認めるとき。

第10条（決済の方法）

建玉の決済は、反対売買による差金決済によって行うものとします。

第11条（取引の取消し）

当社は、約定価格が市場実勢を反映していない等、明白な誤りによって取引が成立したと判断した場合には、当該取引を取り消すことができるものとします。

第12条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、仮想通貨に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件を変更することができるものとします。

第13条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の受付後又は約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイトに表示するものとします。
- 2 注文の受付後又は約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、

その結果をお客様に報告するものとします。

第14条（証拠金）

- 1 お客様は、本取引の新規注文をする前に、当社所定の額（以下 証拠金必要額 といいます。）の証拠金を当社に預託するものとします。本口座における金銭の残高が当社に預託された証拠金の額（以下 証拠金預託額 といいます。）として取り扱われるものとします。
- 2 お客様は、証拠金預託額が証拠金必要額を超える場合に限り、その超過額を引き出すことができるものとします。
- 3 お客様が当社に預託する証拠金に利息は発生しません。
- 4 当社は、お客様が本取引のために当社に預託した証拠金を、銀行の口座（お客様の金銭であることがその名義により明らかな口座）に預金する方法により、自己の固有財産である金銭と分別して管理するものとします。

第15条（ロスカット）

- 1 当社は、次の方法により計算される証拠金維持率が当社所定の基準を下回った場合には、ロスカットを執行することができるものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{証拠金預託額} \pm \text{評価損益}}{\text{証拠金必要額}}$$

- 2 ロスカットは、次の各号に掲げる方法により当社所定の方法で執行するものとします。
 - (1) 全ての約定前の注文を失効させること。
 - (2) 全ての建玉を強制決済（反対売買）すること。
- 3 当社は、証拠金維持率が第1項の基準を下回った直後にロスカットが執行されることを保証するものではありません。お客様は、ロスカットの執行により証拠金の額を大幅に上回る損失が生じる場合があることを、あらかじめ了承するものとします。
- 4 お客様が証拠金の預託の手続を行った場合において、当該手続が完了する前にロスカットが執行されたとしても、当社は、これによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第16条（不足金）

お客様は、建玉の決済（ロスカットの執行を含みます。）により生じた損失の額その他の債務の額が証拠金預託額を超える場合には、直ちにその超過額を当社に支払うものとします。

第17条（取引ルール）

1 当社は、本取引に関し、次の各号に掲げる事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。

- （1）取引対象の通貨ペア
- （2）注文又は建玉の数量の制限
- （3）必要な証拠金の額の計算方法
- （4）ロスカットルール
- （5）取引 及び取引時間
- （6）手数料
- （7）その他当社の約款に定めのない事項

2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。